

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号
損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1573名
被 告 国 ほか1名

第17準備書面

平成29年8月29日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士
被告国指定代理人

樋 渡 利 美 
新 谷 貴 昭 
村 橋 摩 世 
大 友 亮 介 
桐 谷 康 
梶 谷 健二郎 
後 藤 寿 行 
小 木 曾 貴 子 
柏 崎 友紀江 
澁 谷 正 樹 
筒 井 督 雄 
吉 野 弘 子 
小 野 寺 貞 夫 

松	田	朋	子	代	
齋	藤		功	代	
村	山	弘	史	代	
泉		利	夫		
若	月	久	幸		
井	上	一	朗		
野	崎	佳	之		
酒	井	直	仁	代	
羽	生	真	人	代	
渡	辺	俊	恵	代	
石	川	浩	敏	代	
高	橋	正	史	代	
小	川	哲	兵	代	
武	田	龍	夫	代	
田	中	博	史	代	
矢	野		諭	代	
前	田	后	穂	代	
内	山	則	之	代	
世	良	田	鎮	代	
豊	島	広	史	代	
谷	川	泰	淳	代	

小野	祐二	代	
西崎	崇徳	代	
小山田	巧	代	
荒川	一郎	代	
中川	淳	代	
止野	友博	代	
木原	昌二	代	
山田	創平	代	
片野	孝幸	代	
村上	玄	代	
照井	裕之	代	
岡本	肇	代	
正岡	秀章	代	
皆川	隆一	代	
角谷	愉貴	代	
田尻	知之	代	
大塚	恭弘	代	
大浅田	薫	代	
岩田	順一	代	
鈴木	健之	代	
安達	泰之	代	

森	野	央	士	代	
高	城		潤	代	
河	田	裕	介	代	
常	泉	周	二	代	
浅	海	凧	音	代	
白	津	宗	規	代	
吉	永		航	代	
杉	原	裕	子	代	
山	崎		亮	代	
高	野	菊	雄	代	
伊	藤	弘	幸	代	
山	瀬	大	悟	代	
森	本	卓	也	代	
水	越	貴	紀	代	
宇田川			徹	代	
和	田	啓	之	代	
林		直	紀	代	
西	村	治	彦	代	
神	谷	洋	一	代	
浜	島	直	子	代	
黒	部	一	隆	代	

高 田 祐 人



後 藤 太 一



横 山 春 香



森 俊 貴



荻 野 詩 織



被告国は、本準備書面において、2次提訴原告番号101ないし108（韓国籍）及び同原告番号286（中国籍）については、本訴訟において、そもそも国賠法6条所定の相互保証の要件の充足が主張されておらず、主張自体失当であることを述べる。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 国賠法6条の趣旨について

1 国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定しており、相互保証主義を採用している。

2 国賠法6条の立法趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものである（昭和22年7月28日第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ、西莚章・国家賠償法コンメンタール1090、1091ページ、古崎慶長・国家賠償法の理論235ページ）。

そして、我が国の国民が外国から受けた被害についてその外国に賠償請求できないのに、我が国が進んでその外国に属する者に賠償責任を負う必要はなく、また、そうしたとしても、今日の国際情勢上直ちに国際主義の精神に反するほど不合理とはいえないから、その限りにおいて、被害を受けた外国人の国家賠償請求権を制限する結果が生じたとしても、合理的な制約であって、それをもって違憲とはいえないとするのが通説である（古崎慶長・国家賠償法254ページ、西莚章・国家賠償法コンメンタール1091ないし1093ページ）。

なお、立法担当者（奥野政府委員）は、同条の憲法適合性について、昭和22年7月28日の衆議院司法委員会（第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ）において、「國家賠償の責任を認められておる國の外國人に對し

て初めてわが國でもそれに救済を與える、いわゆる相互主義で適當であるのではないか。こちらが進んでその國では日本人が救済を得られないのにもかかわらず、こちらが進んで救済を與えるというほどの國際主義を貫く必要もないのではないか、憲法ではすべてということになっておりますが、これは法律の定むるところによつて、そのくらいの制限を加えても憲法違反ではないという考えからこの條文をつくつたのであります。」と述べ、相互保証主義を採用しても憲法に反しない旨述べている。

第2 相互保証があることの主張立証責任は外国人原告らにあること

- 1 相互保証の有無については、当該外国人原告らが、その本國法に相互保証の規定があることの主張立証責任を負うと解すべきである。

この点については、「外国人が、国家賠償法1条・2条によつて、日本の國又は公共団体に対し、損害賠償請求をするには、同法6条による相互保証のあることを、主張立証しなければならない（原告にとって、自國の法制を明らかにすることは、そう困難ではない）。相互保証のあることが、損害賠償請求権發生の要件であるからである。」（古崎慶長・国家賠償法256ページ）とか、
國賠法6条の規定は、「權利根拠規定と解する見解が相当である。そうすると、被害者である外国人（原告）が相互保証のあることにつき、主張・立証責任を負うことになる」（鈴木康之・「相互保証」裁判実務大系18・84ページ）と解されている。また、東京地裁昭和47年6月26日判決（判例タイムズ285号266ページ）も、「国家賠償法6条は、外国人に対して相互保証の存することを条件として同法上の請求権を与えたもの、すなわち同条は外国人にとって同法上の權利根拠規定と解するのが相当であるから、右相互保証が存する旨の主張自体が請求原因を構成する」（傍点は引用者）と判示しているところである。

- 2 以上のように、「外国人が被害者の場合、その外国人が國籍を有する外國で

も、法律の明文上、又はこれに代る条約、協定、あるいは解釈、判例によって、わが国の国家賠償法と同一か、又はそれより嚴重でない要件のもとに、日本人の被害者に対し、賠償責任を負うこと」を主張立証すること（古崎慶長・国家賠償法255ページ参照）が必要であるというべきである。この結論は、証拠等との距離においても、当該外国人は領事館等を通じて当該外国の法に接することが可能であるから、かかる実質的な見地に照らしても、妥当であるということが出来る。

- 3 本件についてみると、原告らの国賠法1条1項に基づく請求が全部認容されるためには、①当該行為の主体が、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員であること、②公務員の職務行為であること、③当該職務行為に違法性があること、④公務員に故意又は過失があること、⑤被害者に損害が発生したこと、⑥公務員の行為と損害との間に因果関係が存在することが必要である。そして、上記③に関連して、本件では、作為の加害行為や法律上一義的に明確に作為義務が認められている場合の懈怠という意味での不作为ではなく、規制権限不行使という行政側に一定の裁量が認められる場合における不作为の違法性が問われている点に特徴がある。

そして、上記1で述べたことからすると、本件において、外国人原告らの請求が認められるためには、仮に日本人の被害者が原告らと同様の請求原因事実に基づく請求を行った場合に、当該国籍国の法制度によって、当該国籍国が、我が国の国家賠償法と同一か又はそれより嚴重でない要件のもとに、日本人の被害者に対して賠償責任を負うことについて主張立証しなければならないというべきである。

第3 本件においては、そもそも相互保証の要件が主張・立証がされていないほか、中国については相互保証の存在が認めがたいこと

- 1 上記第2のとおり、外国人原告らの本国法において相互保証のあることが、

権利根拠規定として請求原因事実の一部を構成するというべきであるところ、原告らは、被告国に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求するにもかかわらず、外国人原告らについて、相互保証の要件を充足している点についての主張・立証が全くされておらず、本件訴訟の特徴を踏まえたものになっていない。

したがって、外国人原告らについては、そもそも請求原因事実が整っていないというべきであるから、主張自体失当である。

2 ところで、平成29年7月19日付け原告ら準備書面(48)によれば、原告らのうち一名の国籍が中国籍とのことであるが、中国については、平成29年2月7日付け「調査訓令(国家賠償に関する外国立法例の調査・回答)」(丙A第161号証)においては、「国賠法(引用者注・中国の国家賠償法のこと。)は、国家機関(国賠法における「国家機関」は、広く行政機関及び司法機関を指し、いわゆる地方政府の機関を含む。)及びその職員が、その職権の行使に当たって、国賠法規定の類型に該当する公民、法人及びその他の組織(以下「公民等」という。)の合法的権利を侵害する行為によって損害を生じさせた場合、上記公民等が賠償を請求する権利を取得し、国家機関が賠償の義務を負うことを規定する。」とし、国賠法については、「保護される合法的権利として人身権及び財産権だけを、これらの権利を侵害する行為として有形力の行使を伴うような行為だけを規定した上、賠償が認められるものを「行政賠償」及び「刑事賠償」の二つに限定しており、行政行為一般を対象とするものとしていない。そして、国賠法の対象とならない行政行為について、中国法制においては、一般私法の枠内で処理されることが予定されており、個別法令で特に国家賠償責任及び賠償手続が定められている場合はそれによることと理解されている。」としており、現に中国の国賠法の3条及び4条並びに17条及び18条をみても、本件のような場合が国家賠償法による賠償の対象に含まれるとは、条文の文言上認め難い。また、国賠法の対象とならない行政行為については、個別の

法令がない限り，一般私法の枠内で処理されるとのことであるが，本件のような場合が賠償の対象となるかについては，個別の法令上はもとより，一般私法上も全く明らかでない。

そのため，仮に日本人が中国において，本件における原告らの主張と同様の請求原因事実をもって中国政府に対する損害賠償請求を行った場合，精神的苦痛に対する慰謝料という非財産的損害について，どのような要件の下に，日本人の被害者に対してどのような賠償責任を負うかについては何ら明らかにされていない。したがって，中国については，本件のような事案において相互保証が存在するとはいい難い。

以 上

別紙

2次提訴

原告番号101 金村英大こと金英大

102 金村明子こと崔明子

103 金村秀紀こと金秀紀

104 金村秀洋こと金秀洋

105 金村秀一こと金秀一

106 金村仙愛こと金仙愛

107 金村輝英こと金輝英

108 金村輝侑こと金輝侑

286 関暉ことGUANHAI